

Supported by  日本 THE NIPPON
財團 FOUNDATION

平成 29 年 9 月作成

船舶設備関係法令及び規則

【資格更新研修用テキスト（強電）】

船舶電装管理者
主任船舶電装士
船舶電装士

一般社団法人 日本船舶電装協会

目 次

I 船舶設備規程（関連抜粋）	- 1 -
[1] 第6編 電気設備.....	- 1 -
第1章 総則（定義及び性能一般）	- 1 -
第2章 発電及び変電設備	- 27 -
第1節 通則	- 27 -
第2節 発電機.....	- 37 -
第3節 蓄電池.....	- 48 -
第4節 変圧器.....	- 53 -
第3章 配電設備.....	- 57 -
第1節 配電盤.....	- 57 -
第2節 配電器具.....	- 63 -
第4章 電路.....	- 66 -
第1節 電線	- 66 -
第2節 配電工事.....	- 68 -
第3節 接地	- 85 -
第5章 電気利用設備	- 88 -
第1節 照明設備	- 88 -
第2節 動力設備	- 92 -
第3節 電熱設備.....	- 103 -
第4節 通信及び信号設備	- 104 -
第6章 非常電源等	- 107 -
第7章 引火性液体を運送する船舶の電気設備	- 125 -
第8章 ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備	- 134 -
第9章 燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船の電気設備	- 135 -
[2] 脱出設備、操舵設備、航海用具	- 138 -
「 1 」 脱出設備	- 138 -
「 2 」 操舵設備	- 148 -
「 3 」 航海用具	- 158 -
[3] 無線電信等の施設	- 202 -
II 危険物船舶運送及び貯蔵規則（関連抜粋）	- 208 -
第2編 危険物の運送	- 208 -
第1章 通則	- 208 -
第3章 ばら積み液体危険物の運送	- 209 -
第2節 液化ガス物質	- 209 -
第3節 液体化学薬品	- 209 -
III 船舶救命設備規則（関連抜粋）	- 216 -

第1章 総則	- 216 -
第2章 救命設備の要件	- 217 -
第3章 救命設備の備付数量	- 226 -
第4章 救命設備の積付方法	- 229 -
IV 船舶消防設備規則（関連抜粋）	- 231 -
第2章 消防設備の備付数量及び備付方法	- 231 -
第1節 第1種船及び第2種船	- 231 -
第2節 第3種船及び第4種船	- 241 -
V 船舶防火構造規則（関連抜粋）	- 244 -
VI 船舶自動化設備特殊規則	- 246 -
第1章 総則	- 246 -
第2章 機関	- 246 -
第3章 設備	- 249 -
VII 漁船特殊規程（関連抜粋）	- 257 -
第1章 総則	- 257 -
第3章 設備	- 257 -
第1節 救命設備	- 257 -
第3節 其の他の設備	- 257 -
VIII 小型船舶安全規則（関連抜粋）	- 264 -
[1] 第1章 総則	- 264 -
[2] 第6章 救命設備	- 270 -
[3] 第9章 航海用具	- 271 -
[4] 第10章 電気設備	- 283 -
第1節 通則	- 283 -
第2節 蓄電池	- 286 -
第3節 配電盤	- 287 -
第4節 電路	- 288 -
第5節 電気利用設備	- 289 -
[5] 第14章 特殊小型船舶に関する特則	- 291 -
IX 小型漁船安全規則（関連抜粋）	- 292 -
[1] 第1章 総則	- 292 -
[2] 第6章 救命設備	- 293 -
[3] 第9章 航海用具	- 294 -
[4] 第10章 電気設備	- 298 -
X 電気設備の検査	- 302 -
[1] 検査の種類	- 302 -

[A] 定期検査	- 302 -
[B] 中間検査	- 302 -
[C] 臨時検査	- 303 -
[D] 臨時航行検査	- 303 -
[E] 予備検査	- 304 -
[2] 用語の意義	- 304 -
[A] 旅客船	- 304 -
[B] 国際航海	- 304 -
[C] 特殊船	- 304 -
[D] 小型兼用船	- 304 -
[E] 小型船舶	- 304 -
[F] 小型漁船	- 305 -
[G] 航行区域	- 305 -
[H] 従業制限	- 305 -
[3] 検査の準備	- 306 -
[A] 定期検査の準備	- 306 -
[B] 第1種中間検査の準備	- 306 -
[C] 第2種中間検査の準備	- 306 -
[D] 予備検査の準備	- 306 -
[4] 船舶検査の方法（国土交通省、電気設備関係抜粋）	- 306 -
B編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査	- 306 -
第1章 第1回定期検査等	- 306 -
第2章 定期的検査等	- 313 -
C編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査	- 317 -
第1章 第1回定期検査等	- 317 -
第2章 定期的検査等	- 318 -
C-2編 快遊艇等及びこれに備える物件の検査	- 319 -
第1章 第1回定期検査等	- 319 -
S編 検査の特例（電気ぎ装工事関係）	- 321 -
[5] 検査の実施方法に関する細則（日本小型船舶検査機構）	- 323 -
〈第2編 小型船舶の検査の実施方法に関する細則〉	- 323 -
〈第5編 小型漁船の検査の実施方法に関する細則〉	- 327 -
第2章 船舶検査の実施方法	- 327 -
XI 索引	- 329 -